

310-4141
茨城県水戸市
赤塚1丁目1番地

〒311-4141
茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階
茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課
電話番号 029-309-1212
FAX 029-309-1126

広域 太郎 様



123AB3C4567890# 1
0000002 1/1



この通知書は、ご自身の治療等にかかった医療費についてご確認いただくもので、**費用の請求や、手続きを求めるものではありません。**
傷病名・薬剤名等の診療内容については回答できませんのであらかじめご了承ください。
記載内容の説明は、裏面又は最終ページをご覧ください。

茨城県後期高齢者医療制度 医療費通知書

広域 太郎 様

の医療費は、次のとおりです。

被保険者番号 00000000 対象期間 令和 5年 6月 ~ 令和 5年10月分

受診年月	医療機関等名称	診療区分	日数	医療費10割の額(円)	自己負担相当額(円)	査定
5年 6月	広域内科医院	医科外来	2	2,120	212	
5年 6月	広域歯科医院	歯科外来	0	6,000	600	
5年 7月	広域薬局	調剤	2	14,840	1,484	
5年 8月	連合内科医院	医科外来	1	730	73	
5年 9月	医療法人 連合会病院	医科入院	20	619,510	15,000	
5年10月	連合歯科医院	歯科外来	1	9,600	960	
5年10月	広域薬局	調剤	1	1,730	173	
合 計				654,530	18,502	

医療費通知書について

医療費通知書は、被保険者の方が受けた医療費の履歴を記載していますので、通知書を保管していただき、自身の健康管理や医療費の管理にご活用ください。

記載内容

【診療区分】

医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来、調剤、訪問看護、柔整、鍼灸、マッサー（マッサージ）のいずれかを記載しています。

【日数】

医療機関等で入・通院された日数です（電話等により治療上の意見を求められたものも含む）。

調剤薬局の場合は、薬を処方された回数です。

【医療費 10 割の額】

医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に基づき、保険診療対象となった医療費の総額（10割）を記載しています。医療機関の窓口では、医療費総額の1割（所得が一定以上の世帯に属する方は2割、所得が現役世代と同程度の世帯に属する方は3割）に相当する額を負担していただき、残りの9割（又は所得に応じて8割、7割）に相当する額は、後期高齢者医療制度が負担しています。

なお、医療費通知書には次のものは保険診療対象外のため含まれていません。

- 入院時室料差額
- 歯科保険外診療
- 健康診断料
- 診断書料
- 往診時の車代
- 薬の容器代 等

【自己負担相当額】

自己負担相当額（医療費総額の1割、2割又は3割の額）が記載されています。

また、自己負担相当額は1円単位で表示されますが、実際に医療機関の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。

【査定（減額査定）】

「○」の表示は10,000円以上の減額査定の対象となったものです。

作成日 令和5年12月28日 現在の医療機関等からの診療報酬明細書等を基に作成しています。

※医療機関等からの診療報酬明細書等について審査・支払を委託する第三者機関への提出が遅延している場合や、請求内容を第三者機関で審査中である場合などには、本通知書に医療費の一部が記載されない場合があります。

医療費控除の申告について

当通知を申告書に添付することで、「医療費控除の明細書」の作成を簡略化することができます。

なお、医療費控除の申告において対象となる支出が医療費通知書に記載されていないものがある場合には、申請者が領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります（11月及び12月診療分は領収書で対応してください）。

医療費控除に係る詳細及び手続につきましては、管轄の税務署へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

新薬の特許期間の終了後に、新薬と同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は新薬と同等であると認められ、一般的に低価格になっています。

皆様の薬代の負担が軽減されるとともに、医療費全体の抑制にもつながります。

詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。